第18回健康都市連合日本支部総会 議事録 (要旨)

[日 時] 令和4年8月4日(木) 10時~11時30分

[場 所] web (Zoom)

[出 席] ※書面表決書又は委任状を提出し、担当者のみで視聴された都市を除く。

- 1 会員(第5条第1号)(以下、敬称略) 千葉県松戸市、三重県亀山市、大阪府泉佐野市、新潟県妙高市、 愛知県尾張旭市、千葉県柏市、北海道網走市、愛媛県八幡浜市、 東京都西東京市、東京都台東区、千葉県市川市、静岡県袋井市、 岐阜県多治見市、愛知県名古屋市、神奈川県大和市、愛知県長久手市、 北海道帯広市、愛知県あま市、香川県高松市、鹿児島県南さつま市、 愛知県愛西市
- 2 協力会員(第5条第2号) 認定NPO法人健康都市活動支援機構
- [書面表決]会員(第5条第1号)(以下、敬称略)

大阪府吹田市、沖縄県宮古島市、千葉県野田市、千葉県鎌ケ谷市、愛知県大府市、愛知県北名古屋市、愛知県田原市、静岡県藤枝市、高知県四万十市、高知県須崎市、愛媛県東温市、愛媛県四国中央市

- [委任状の提出による表決]会員(第5条第1号)(以下、敬称略) 千葉県我孫子市、埼玉県川口市、千葉県流山市、静岡県浜松市、 愛媛県伊予市
 - ※会員のうち<u>出席21、書面表決12、委任状提出5、計38会員</u>となり、 会員(総数38)の過半数の出席とみなし、本総会は成立した。
 - ※日本支部規約第21条で、総会の議事は、出席した会員の過半数をもって 決することと規定されている。(協力会員は議決権を有しない。)
 - ※日本支部規約第22条(書面表決等)では、やむを得ない理由により、 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面を もって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。 この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

[次 第]

1 健康都市連合日本支部長あいさつ 千葉県松戸市長 本郷谷 健次

2 健康都市連合日本支部役員紹介 ※出席された役員のみ紹介した。

副支部長:三重県亀山市長 副支部長:大阪府泉佐野市長

監事:東京都台東区長(代理:健康部長)

理事兼広報部会長:新潟県妙高市長

理事兼加盟促進部会長:大阪府吹田市長 【欠席】

理事:愛知県尾張旭市長

理事:千葉県柏市長 理事:北海道網走市長

理事:愛媛県八幡浜市長(代理:副市長)

理事:東京都西東京市長

3 健康都市連合事務局長あいさつ健康都市連合事務局長 中村 桂子 氏

4 議事

- (1) 第1号議案 令和3年度健康都市連合日本支部の事業報告の承認について ⇒ **異議なく、承認**
- (2) 第2号議案 令和3年度健康都市連合日本支部の収支決算及び監査の承認 について
 - ⇒ 異議なく、承認
- (3) 第3号議案 令和4年度健康都市連合日本支部の事業計画(案)の決定について
 - ⇒ 異議なく、承認
- (4) 第4号議案 令和4年度健康都市連合日本支部の収支予算(案)の決定について
 - ⇒ 異議なく、承認
- (5) 第5号議案 令和4年度健康都市連合日本支部の役員(案)の選任について ⇒ **異議なく、承認**

- (6) 第6号議案 第19回健康都市連合日本支部総会及び大会の開催地(案) の決定について
 - ⇒ 異議なく、承認

(次回開催地は、愛知県あま市に決定。あま市長 村上 浩司 氏より挨拶。)

- 5 報告事項
- (1) 健康都市連合日本支部役員会議の報告について
 - ⇒ 質疑なし
- (2) 健康都市連合理事会における新理事の就任について
 - ⇒ 質疑なし

(昨年11月から新理事となられた、静岡県袋井市長 大場 規之 氏より挨拶。)

- 6 活動報告
- (1)健康都市連合事務局

報告者:健康都市連合事務局長 中村 桂子 氏

(2) 認定NPO法人健康都市活動支援機構

報告者:認定NPO法人健康都市活動支援機構事務局 曽川 大氏

(3) 健康都市連合 理事

報告者:静岡県袋井市長 大場 規之 氏 (前段で、前理事の愛知県尾張旭市長 森 和実 氏より挨拶)

7 発表

テーマ:持続可能な健康都市の展開のための指標の活用について

説明者:WHO健康都市・都市政策研究協力センター 所長、

健康都市連合事務局長 中村 桂子 氏

以上